

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第171号

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「100円」を「10円」に改め、同項ただし書中「30,000円」を「30,850円」に改め、同条第2項中「100円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)